

中津西まちづくり協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、中津西まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）と称し、事務所をサンライフ分館内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、中津西地区の住民相互の連携により、良好なコミュニティの形成、地域の自然や特色を活かしたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 良好な地域コミュニティの形成に関する住民への広報及び魅力発信
- (2) 住民及び関係団体等への提言並びにまちづくり活動の支援
- (3) まちづくりに関する行政への提言及び要望
- (4) 地域計画（まちづくりビジョン）の策定
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 中津西地区に住所を有する個人、活動する各種団体、組織及び法人等
- (2) その他、協議会の役員会で認められた者

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 部会長 若干名

(役員を選出)

第6条 前条第1号に掲げる会長は、役員会で会員の中から選出し、前条第2号から第4号の役員は会長が会員の中から指名し、総会で承認を得るものとする。ただし、協議会設立当初は、設立準備委員会において会長を選出するものとする。

2 前条第5号の役員は、それぞれ部会の中から選出し、総会で承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は協議会の経理を担当する。
- (4) 監事は協議会の会計を監査する。
- (5) 部会長は、部会の運営を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に異動が生じた場合の後任役員の仕事は前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職

務を行うものとする。

(顧問)

- 第9条 協議会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、協議会の役員会で承認された者とする。
 - 3 顧問は、協議会の運営について必要な助言を行う。

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。
- 2 会議は、2分の1以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

(代議員)

- 第11条 協議会を構成する会員の代表として総会に出席する代議員を置く。
- 2 代議員は各区1名とし、当該区長が選任する。ただし、第5条に規定する役員は、代議員の対象から除くものとする。
 - 3 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 代議員に異動が生じた場合の後任の代議員は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第12条 総会は、前条に規定する代議員及び区長、第5条に規定する役員及び第14条に規定する部会で選出された役員をもって組織する。
- 2 総会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を所掌する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 予算の決定及び会計報告
 - (4) 役員の承認
 - (5) その他重要事項の決定
 - 3 代議員は、文書をもって他の出席した代議員に委任した時は、出席とみなす。
 - 4 総会の議長は、会長が務める。
 - 5 有事等において総会の開催が困難な場合は、書面表決により決する。
 - 6 緊急を要する事項については、役員会にて決したことを総会において決したものとみなす。

(役員会)

- 第13条 役員会は、第5条に規定する役員(監事を除く)をもって組織する。
- 2 役員会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を所掌する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 協議会の運営に関する事項
 - (3) 第3条に規定する事業の進捗管理
 - (4) その他重要事項
 - 3 役員会の議長は、会長が務める。

(部会)

- 第14条 協議会は第3条に規定する活動を円滑に行うため次の各号に掲げる部会を置き、部会の活動を円滑に行うため、委員会を設けることができる。
- (1) 総務部会
 - (2) 住民福祉部会
 - (3) 安全安心部会
 - (4) 文化スポーツ教育部会
 - (5) その他会長が必要と認める部会

(部会長及び副部会長)

第15条 部会は、部会長1名を選出する。必要に応じ、副部会長を置くことができる。

2 部会は、必要に応じて部会長が招集し、所管事業の執行にあたる。

3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。

4 部会の議長は、部会長が務める。

(経費)

第16条 協議会の運営に関する経費は、補助金、交付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 協議会の事務局は、サンライフ分館内の西まちづくり事務所に置く。

2 事務局には、事務局員を配置する。

3 事務局員は、役員会の承認を得て会長が任命する。

4 事務局の運営、事務局員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は役員会において定める。

附 則

この規約は、令和4年7月23日から施行する。